

2021年度「事故速報」 (対象：幼児、小学生、中学生、高校生、一般)

(注) その月に報告のあった事故をまとめた速報です。

2022/5/20

No	発生日	報告日	学年等	性別	経験年数	病名	重大 準重大	場所 状況	技名等	概要	事故防止の指針
1	5/5	5/7	高1	男	7年	脳しんとう	—	試合	寝技 (相手の反則)	試合中に寝技から立ち上がった際の相手の反則行為(背を畳につけている相手を引き上げ、これを畳に突き落とす)により後頭部を強打した。	○普段の練習から反則行為となる危険な動作、危険な技を掛けられないなどの指導を徹底する。特に頭部、頸部の重大事故につながる動作や行為については具体的に危険な状況を示して指導を徹底する。 ○試合では審判員は危険な状況を察知した場合は「待て」で試合を止め、反則を厳格に取ることで再発防止を徹底する。
2	5/16	5/17	高3	男	6年	頭部打撲症 頸椎捻挫	—	試合	谷落し	試合中に相手から谷落しを掛けられ、左側頭部を打撲した。	○3度目の緊急事態宣言の発令など、コロナ禍の影響が長引く中で練習や試合が再開され、体力や筋力が十分に備わっていないことや学校ごとの練習時間の格差などから頭部、頸部の重大事故の発生が危惧される。昨年度に引き続き今年度も日常練習の中で体力や筋力の向上、受け身の習熟を徹底する。また、大会運営は頭部・頸部の事故防止に十分留意する。
3	5/16	5/17	高3	男	11年1カ月	脳しんとう	—	試合	袖釣り込み腰	試合中に相手が低い姿勢から袖釣り込み腰を掛けてきたところ、後ろに反って耐えていたが、低い姿勢から持ち上げられ、両手を固定された状態で投げられて、頭頂部から落ちて受傷した。	○全国的にコロナ禍の影響が長引く、今年度に入ってから高校生の試合で3件の頭部打撲による脳しんとう等の事故が発生している。重大事故には至っていないものの、コロナ禍による練習不足で体力や筋力が十分に備わっていないことや学校ごとの練習時間の格差などから頭部、頸部の重大事故の発生が危惧される。昨年度に引き続き今年度も日常練習の中で体力や筋力の向上、受け身の習熟を徹底する。また、大会運営は頭部・頸部の事故防止に十分留意する。
4	6/19	6/21	中1	男	4年6カ月	脳しんとう	—	練習 (乱取り)	大内刈り	乱取り中に、大内刈りを掛けたところ相手に返されて後頭部から落ち受傷した。	○試合や乱取り中の大内刈りによる頭部打撲で脳しんとう等の事故が3件発生している。コロナ禍の特異な練習環境が継続する中で頭部、頸部の重大事故の発生が危惧される。引き続き日常練習での体力や筋力の向上、受け身の習熟を徹底する。また、後方へ刈り倒す技の安全指導を徹底する。さらに、大会運営では頭部・頸部の事故防止に十分留意する。
5	6/25	6/30	高2	女	6年3カ月	脳しんとう 脳挫傷	—	試合	大内刈り	試合中に大内刈りを掛けられ後頭部を強打して受傷した。	
6	7/24	7/28	中1	女	2年4カ月	脳しんとう	—	試合	「逆背負い投げ」(通称)の様な技	試合中に「逆背負い投げ」(通称)の様な技を掛けられ後頭部を畳に強打して受傷した。	○試合中の頭部打撲による脳しんとう等の事故が多数発生している。新型コロナウイルスの全国への再拡大が懸念される中、今後もコロナ禍の特異な練習環境における重大事故の発生が危惧される。引き続き日常練習での体力や筋力の向上、受け身の習熟を徹底するとともに、大会運営では感染防止とともに頭部・頸部の事故防止の徹底を図る。 ※なお、こうした「(逆に落とすような)相手が受け身を取れないような技」は指導しないような配慮が必要です。
7	8/6	10/15	中1	男	3年3カ月	脳しんとう 右眼窩底骨折	—	練習 (乱取り)	背負い投げ	上級生との乱取り中に「背負い投げ」を掛けられ、顔面を畳に強打して受傷した。	○試合や乱取り中の頭部打撲による脳しんとう等の事故が多発している。コロナ禍の特異な練習環境が継続する中で頭部、頸部の重大事故の発生が危惧される。引き続き日常練習での体力や筋力の向上、受け身の習熟を徹底する。特に、相手が受け身を取れないような低い背負い投げをかけないように指導を徹底する。
8	1/17	12/11	高1	男	3年9カ月	脳しんとう	—	練習試合	組み手争い	練習試合で相手との組み手争いの時に、相手の手(拳)が顎(アゴ)にあたって受傷した。	○組み手争いの中での稀な事故であるがコロナ禍の特異な練習環境が継続することで様々な要因で頭部、頸部の重大事故の発生が危惧される。引き続き日常練習での体力や筋力の向上、受け身の習熟、無理な体勢から技を仕掛けないことや危険な技をかけないことを徹底する。

【凡例】

- 「重大」(重大事故) : 「頭部外傷、頸椎損傷、熱中症などにより死亡もしくは重篤な後遺障害が生じた事故(見舞金支給に該当する事故)」
- 「準重大」(重大事故に準ずる事故) : 「頭部外傷、頸椎事故、熱中症により手術、もしくは長期間の入院をした事故、その他事故抑止のための参考となる特異な事故」

【全柔連見舞金制度】

全柔連は、見舞金制度を設けており、その費用(600円)は登録時に支払ってもらっています。一部には、大会に出場しない、昇段しない等の理由で登録しない競技者も見受けられます。柔道を安心して楽しむために、柔道をやられる人は全員、登録(見舞金制度加入)をお願いいたします。